

第5回特別支援教育の在り方に関する検討会議事録

日時：令和5(2023)年11月13日(月)

10:00～12:00

場所：栃木県庁本館6階大会議室1

1 意見交換

○岡澤会長

- ・ これまで4回検討会を開催し、事務局からの現状報告、現地確認及び意見聴取を行った。これらを通して本県の特別支援教育の現状の把握に努めてきたが、第5回以降は委員間で意見交換を行い、更に議論を深めていきたい。

○岡澤会長

- ・ 1979年の養護学校の就学の義務制開始から、現在でおよそ50年が経過しようとしている。これまで、半世紀前の状況に基づいて策定された施策を維持、発展させてきた訳だが、現在は、その枠組みの転換期、見直しの時期であり、今後50年につながる本県の特別支援教育の在り方を考えていくことが重要である。
- ・ 具体的なこととして、一つは知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う、大規模化、狭隘化の課題がある。
- ・ 知的障害のある児童生徒には、分かりやすく、行動の切り替えが生じやすい状況設定が必要だが、学校の大規模化、狭隘化が、直接的、間接的な要因となり、そうした状況の実現を難しくしていることが考えられる。
- ・ もう一つは、校舎や食堂、生活訓練施設、寄宿舎など、教育施設の前時代性、老朽化の課題がある。
- ・ 知的障害特別支援学校の食堂は、設置当初に設定した出食数の3～4倍を出食している学校もあり、食の安全という点でも、児童生徒と教師のコミュニケーションに基づいた食事指導という点においても課題となっている。
- ・ 生活訓練施設についても、重複障害のある児童生徒が、安全・安心に使えない状況が指摘されている。知的障害が中重度である児童生徒や、重複障害のある児童生徒こそ、生活訓練施設等を活用し、教師との信頼関係に基づく生活指導が重要である。
- ・ 総じて、知的障害特別支援学校における教育課程内で、十分な学習を保障していくことが重要である。
- ・ 学校の教育課程内ということでは、医療的ケアで学習活動が中断されることや、保護者の付き添いが必要となることについても、早急に改善されるとよい。

○島田委員

- ・ 知的障害特別支援学校は児童生徒数の増加等に応じて校舎を増設してきており、校舎

内の段差など、重複障害のある児童生徒が学びやすい環境として課題がある。

- ・ 食堂については、食事指導のためにも、児童生徒と教師と一緒に給食を摂ることができる状況となるよう改善を望む。

○三田委員

- ・ 給食については、食物アレルギーの対応もあると思うがどうか。

○島田委員

- ・ 特別支援学校の場合、アレルギー対応に加えて、刻み食などの食形態への対応がある。

○三田委員

- ・ 食物アレルギーへの対応は、命に関わるものなので、ぜひ対応してほしい。

○坪井委員

- ・ これまでの調査を経て、今後の特別支援教育の在り方として二つポイントがあると考えた。
- ・ 一つは教育環境の格差の解消である。どの学校に在籍していても、どのような障害がある児童生徒にも、同じように教育を提供できることが必要である。
- ・ もう一つは、地域間の格差の解消がある。障害のある児童生徒が、どの地域に住んでいても、同じように教育や支援を受けられることが重要である。

○朝野委員

- ・ 食堂については、職員の努力でカバーするのではなく、システムとして安全に食事を提供できる環境を整えていくことが必要であり、早急に改善してほしい。
- ・ 医療的ケア児支援法ができたが、学校看護師が置かれている状況はまだ厳しい。事故が起きた場合、ケアを実施した学校看護師自身の責任となる場合があると聞く。
- ・ 本県は、指導的な学校看護師も付いて少しずつ改善はされてきているが、学校看護師が安心してケアができる体制整備が必要である。

○首長委員

- ・ これまでの調査等で感じたことが2点ある。
- ・ 一つは、県立学校と市町村の連携がまだ手薄であり、より県と市町村の連携が必要であるということ。
- ・ もう一つは、学校の中で全て完結しようとする意識が強いため、教育も外部の力、地域の力を入れていくとよいということである。
- ・ 今後50年を考え、学校の中にどういう機能や施設が必要かを考えることが必要だと感じた。

○中原委員

- ・ 食堂については、調査した2校の学校は早急に改善してほしい。
- ・ また、これまでの検討会を踏まえ、児童生徒も教師も保護者も、それぞれ悩みがあると思うので、それを外に発信し、みんなで考えていくことが大切。
- ・ 誰に聞いたらよいか分からないという保護者もいるので、孤立しないよう相談できる場所が必要である。
- ・ 児童生徒は自分では伝えられないこともあるので、そこは大人が聴いて、動いてあげられるとよい。

○松野委員

- ・ 学校と自治体の連携の重要性について、同感である。学校に地元の自治体が関与することは、地域の福祉事業所が関与することになり、サービスの提供につながる。
- ・ これからの在り方として、学校関係者と地元自治体と事業所のほか、必要に応じて企業や医療の方が集まり、定期的に連携会議を行う必要がある。
- ・ 多くの課題がある中で、学校だけでは解決できない。学校は児童生徒を社会に送り出す立場であり、迎える側の社会がある。
- ・ 本検討会の中で、放課後等デイサービスやショートステイなどの話があったが、サービスは他にもあるので、定期的な連携会議の中で情報交換ができるとよい。

○島田委員

- ・ 近年、チーム学校という表現がよく出るが、医療、福祉、行政、学校が、個別の児童生徒について、話し合うことを積極的に進めている。全ての児童生徒について会議を持つことは難しいので、養育が困難なケースや、保護者が困っているケースについて、学校が窓口となって、関係機関につなげている。

○島田委員

- ・ 学校間の格差を埋めていく具体案として、生活訓練施設の改修を希望する。
- ・ 小中学部や、障害が中重度の児童生徒は、宿泊を体験して、集団生活や人と人との関係作り等を学ぶことができるし、軽度の知的障害の高等部生が、将来のグループホームなどでの生活を想定し、産業現場等における実習の時期に、個室に宿泊しながら地域の事業所に通うというのも良い。
- ・ 食事や排泄、着替えなどの生活スキルは、学校の日常生活の中で学習しているが、それ以外のところは、ライフステージで必要になる時期に合わせて身に付けていくものとする。
- ・ 生活訓練施設については、教員は多忙であるため、施設を管理しながら指導にも当たれるような職員を配置できると、活動がさらに充実するものと思う。

○島田委員

- ・ 特別支援学校の狭隘化の対応やインクルーシブ教育システムの推進のためには、分教室等の設置もよい。
- ・ 地域の実業系の高等学校に分教室があれば、軽度の知的障害の生徒の作業的な学習を行うこともできる。
- ・ 高等学校の再編も進んでいるが、高等学校と同じ敷地に特別支援学校高等部を設置するなど、先々の視点として入れてほしい。それが共生社会につながるものとする。

○小島委員

- ・ 狭隘化について、一教室に多くの児童生徒がいる状況は課題である。知的障害と自閉症を併せ有する児童生徒の中には聴覚過敏の子もいて、行動障害の原因になることを心配している。強度行動障害は予防が大切であり、対応を考えていく必要がある。
- ・ 生活訓練施設については、校外の民間施設を利用して宿泊学習を行っているという学校もあった。地域の方に障害のある児童生徒を知っていただくためには、良い面もあると思う。来年4月には、改正差別解消法が施行され、民間の事業所にも合理的配慮が義務化されるので、課題があれば建設的な対話を行って解決できるとよい。
- ・ 保護者意見等の中にあつた、養育困難な家庭については心を痛めている。家庭は愛着形成や人との基礎的な信頼関係の基盤であり、子供の家庭生活の権利が剥奪されるのは大きな問題であると思う。
- ・ 今後50年の本県の特別支援教育の在り方を考えるに当たり、昨年9月に出された「障害者権利条約対日審査総括所見」の勧告は、とても重要である。第23条に関して懸念をもって留意する事項としては、「障害のある児童の家族からの分離、及び、障害に基づく特定の生活施設への入所措置」がある。さらに勧告として、「障害のある児童の家庭生活への権利を認めるとともに、障害を理由に家族が分離されることを予防するために、障害のある親を含め障害のある児童の親に対し、子育て責任を果たす上で、早期介入及び障害者を包容する支援を含む適当な支援を提供すること。また、近親の家族が障害のある児童を監護することができない場合には、地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護を提供するためにあらゆる努力を約束すること」と指摘されている。
- ・ こうした方向を実現していくためには、まず、障害のある本人が、どこで誰と暮らしたいかを意思決定するための支援が必要であると思う。
- ・ 関連して、寄宿舎については、これまで寄宿舎が担ってきている機能や役割は何か、それは寄宿舎でなければ実現できないことなのかということを議論していきたいと思う。

○首長委員

- ・ 保健、医療、福祉及び教育の関係者が、個別の児童生徒について話し合うことは、以前に比べ進んできている。こうした個別の連携から、もう一段進み、市町村が持っている

る障害のある子供のデータを県と共有し、対応をしていくような全体の仕組み作りを議論できるとよい。

- ・ 例えば、市町村においては、母子保健で出生の際にリスクがある子、障害児保育などで支援が必要な子がどれくらいいるのかを把握していて、将来的に特別支援学校を利用する可能性なども、少しずつ把握されるようになってきている。
- ・ そういうデータが、学校の大規模化への対応や特別支援教育のどの部分を強化していけばよいのかに活かされるよう、仕組みとして情報共有されるとよいと考える。
- ・ また、学校がどういうことを困っていて、地域や自治体として何ができるのかということを広く話し合える場もあるとよい。

○高浜委員

- ・ 発達障害があり、特別支援学校に在籍していない児童生徒も小中学校には多くいるが、保護者等が相談できるところが地域に少ない場合がある。
- ・ 一方、特別支援学校についても、高等部を卒業した後は地域に戻ってくることを踏まえると、地域でみんなが育つことができるよう、特別支援学校の数はもう少しあってもよいと考える。
- ・ 小中学校の空き教室を活用し、小規模でも地域に特別支援学校があることで、小中学校に在籍する障害のある児童生徒やその保護者が相談できたり、障害のある子とない子の交流ができたりするとよい。
- ・ 特別支援学校が地域にあることで、障害のある児童生徒が、地域で移動したり、買い物をしたりすることは、地域の障害のある児童生徒への理解にもつながる。
- ・ 児童生徒の指導についても、地域によって使われる交通機関が違うなど、より実際の生活に根ざした指導ができるようになると思う。
- ・ 障害のある児童生徒や保護者が、地域で生活できる連携のシステムや施設があるとよい。

○高木委員

- ・ 小中学校に在籍する障害のある児童生徒は、学級や地域に支えられて生活しているので、その方向性はとてもよい。
- ・ 前回の調査で、寄宿舎では実際に児童生徒と触れ合い、やりとりができて率直に楽しかった。
- ・ 特別支援学校の卒業生で、絵の個展を開いている方がいる。幼稚園から中学校までは地域の学校で支えられ、高等部から特別支援学校に入学した。入学する際、保護者が「彼が最も笑顔でいられる場所を選んだ」と言っていた。
- ・ 障害があると、できないところにスポットを当ててしまうことがあるが、できるところにスポットを当てるといふ特別支援教育の見方をもっと発信していく必要がある。
- ・ 特別支援学級や特別支援学校の先生方が、授業など本来の教育に力を注ぎ、子供たち

が成長できるよう、施設や体制の整備ができるとよい。

○坪井委員

- ・ 市町ごとに、地域福祉計画を策定し、障害のある子供たちを地域ぐるみで支えていくような施策を検討しているようだが、今回の議論とどう関係しているか。

○首長委員

- ・ ある市の地域福祉計画は、地域共生社会について、障害者、高齢者、児童も共生できる仕組みを作るという大きな題目のもと、個別に障害者の計画、高齢者の計画等を紐付けている。
- ・ 障害者の計画に基づき、福祉施設がアパートの一部屋を借り、希望する人が一人暮らしの体験をする施策を、5、6年前から実施している。軽度の知的障害の生徒が、この制度を利用することも、学校と連携をとりながら工夫すれば可能であると思う。
- ・ 地域で生活する上で、行政ができることを提案する仕組みを、特別支援学校や福祉施設と連携して作れると良い。
- ・ 以前は、小学校入学前の6歳までは福祉で障害児の実態を把握していても、在学中の間は福祉に情報が入らず、卒業後に福祉を利用する際の対応に苦慮していたことがあったが、最近は、少しずつ在学中の情報が福祉サイドにも入り、学校と連携がとれるようになってきたので、もう少し深く連携がとれるような仕組みができるとよい。
- ・ 連携を進める上でのノウハウは福祉施設が持っているが、学校ほど人間的な余裕がない。それぞれができる部分を生かし、本県独自の特別支援教育の仕組みを考えることが大切。

○三田委員

- ・ 保護者からの意見聴取において、子供と買い物をしている時に、好奇の目を向けられるといった発言があったが、教育現場として、こういうことはあってはいけない。
- ・ 特別支援学校は、近隣の小中学校と学校間交流をしている。地域の中で交流を積み重ねることによって相互の理解が深まると感じる。
- ・ 特別支援学校の児童生徒が、居住する地域の小中学校へ行って交流する、居住地校交流もある。
- ・ そういった交流を多く重ねていくことで、県全体でも障害のある人とない人との相互理解が深まり、障害のある児童生徒が自信を持って安心して生活できることにつながっていくと感じる。

○高浜委員

- ・ 養護教諭と学校看護師の違いは何か。

○朝野委員

- ・ 養護教諭は児童生徒の健康面全般の指導について責任を持つが、学校看護師は医療的

ケアを行うことが役割である。

○朝野委員

- ・ 保育園や幼稚園等に勤務する看護師がいる。子供が自分の健康を自分で守るための基礎的な部分を、最初に指導するのは保育園や幼稚園なので、県で看護師の配置を進めてほしい。
- ・ 更に、子どもの保育保健を担う看護師がいることで、保育士等と看護師で情報共有し、障害児や困っている保護者の情報も把握でき、支援がつながっていくと思うので、そういった仕組みの構築を県に進めてほしい。

○島田委員

- ・ 特別支援学校においては、医療的ケアが必要な児童生徒が増える中で、その人数やケア数に応じ、学校看護師を配置して対応している。
- ・ 養護教諭と学校看護師の職務は異なっており、学校看護師は基本的には医療的ケアの実施に専念するのが原則かと思う。

○高浜委員

- ・ 学校看護師は、常勤で採用できることが理想である。特別支援学校に限らず、地域の学校にも医療的なケアが必要な児童生徒はいるので、常勤化すれば、両方の学校を診ることができる。地域の学校に学校看護師がいれば、医療的ケア児も安心して交流に行けるのではないかと思う。
- ・ 特別支援学校の医療的ケアの充実は、全体にとっても良いことであり、課題はあると思うが、様々な発想ができるとうい。

○岡澤会長

- ・ 医療的ケア児の課題は、小中学校の教育でも大きな課題になっていくのではないかと思う。医療的ケア児には医療が優先ということではなく、教育も同じくらい重要なことである。
- ・ 医療的ケアの状況が、教育活動に影響することは、これまでも指摘されてきたので、医療的ケア児の教育活動を十分に保障する観点を踏まえた体制整備が重要だと考える。

○中原委員

- ・ 居住地校交流について、年に1回は少ないとの意見があるが、他の行事やカリキュラムを調整することが難しいからではないかと考えている。
- ・ 地域とのつながりについても、親子で買い物をする、店員が子供に話しかけてくれるなど、保護者が日常で意識をすればできることもあるが、それ以外のところは難しい。

○三田委員

- ・ 居住地校交流は回数を増やした方が良い。業間の長い休み時間に交流するとか、給食を一緒に食べるとか、短時間でいいのでできることを相談してはどうかと思う。

○島田委員

- ・ 特別支援学校と地域の小中高等学校間の交流は学年などの単位で動くので年間のカリキュラムに組み込みやすいが、居住地校交流の場合、個々の児童生徒に特別支援学校の担任と保護者が同行する形のため、回数を増やすことが困難である。また、やり方によっては、特別支援学校の児童生徒が、お客さんのような扱いになってしまうこともある。
- ・ 高等学校に特別支援学校高等部の分教室を設置するという考えは、自力通学できる生徒が、電車やバス、自転車を使って通い、そこで職業的な学習を学ぶこともできてよい。

○高木委員

- ・ 居住地校交流については、互いの児童生徒にとってはプラスしかない。回数は多ければ多いほど、また、年齢も早ければ早いほどよい。小学1年生から継続的に行うことで、お互いが成長する。教師や保護者も、こうやって育ち合うということが学べるので、共生社会の第一歩にもなると思う。
- ・ また、小さいうちから行うことで、小中学校等に兄弟姉妹がいる場合には、特別支援学校に通っている兄弟姉妹がいることに素直に疑問を持ち、児童生徒なりに障害や特別支援教育に対する解釈をきちんとするようになる。あきらめずに実施できるとよい。

○中原委員

- ・ 兄弟姉妹のいる学校へ居住地校交流に行くことについて、障害のある子供が受け入れられるかどうか、複雑な思いを持つ保護者もいる。回数だけでなく、お客さん扱いせず受け入れてくれる環境が整えられると、本当の意味でつながりができるのと思う。

○岡澤会長

- ・ 特別支援教育の課題として、今現在の目の前の課題に対しどう対応していくかという部分と、長期的な展望のもと、どのように特別支援教育を進めていくかといったビジョンを、この検討会では話し合いたい。その中で障害のある子供が地域で学ぶ姿が具体的にどうあるべきか議論できればよいと考える。

○朝野委員

- ・ 子どもの権利条約等を読み解き、子供がどこで生活することが幸せなのかを考えると、親のもとが幸せであり、それが難しいのであれば、社会が支援していくことが必要と考える。
- ・ 支援体制は整ってきてはいるが、まだまだ充実とまでには至っていない。資源は有限

であるため、障害の程度によっても、支援が届いている人と届いていない人がいる。

- ・ 寄宿舎を利用している保護者の中には、寄宿舎があるから大丈夫という意見があるが、寄宿舎の対象外の人たちは、最初から自分たちは違うという立場で生活している。この格差は何なのかと思う。
- ・ 寄宿舎の対象ではない児童生徒や保護者にとって、どうしたらいいのかということも考えなければいけないと思う。
- ・ また、子供たちには選択する権利があるが、親の意見を聞いてしまっていることもある。子供は、2歳でも「この服着ない」などと主張してくるのだから、子供たちの声を聞く体制は必要だと思う。

○島田委員

- ・ 学校と市町との連携について、市町がどのように障害のある子供の情報を把握しているか、押さえておく必要がある。
- ・ 特別支援学校でいうと、個別の教育支援計画等になると思うが、行政の方でも、市独自に「個別の支援計画」の作成を行っているところがある。
- ・ 活用に当たっては、人権や個人情報の課題もあるが、このようなツールをもとに、県と市町が子供の情報を共有しながら対応することが必要になってくると思う。
- ・ 将来的に、地域でどう生きるかという視点で、県立学校と市町の小中学校との情報共有などが必要だと思う。

2 次回検討会について

次回の検討会では、本日、各委員からいただいた意見について、論点を整理した上で、更に議論をしていく。